

メディカル・デバイス・コリドー推進計画2.0検討会議開催要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本県経済の活性化と県民福祉の向上を目指し、本県の医療機器関連産業の進展について検討するため、有識者から意見を聴取することを目的として開催するメディカル・デバイス・コリドー推進計画2.0検討会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) メディカル・デバイス・コリドー推進計画2.0の策定
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有するもののうちから、産業労働部長が依頼する委員をもって構成する。

(会 議)

第4条 会議は、産業労働部長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、産業労働部長が座長を指名する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、産業労働部成長産業推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、産業労働部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月7日から施行する。
- 2 メディカル・デバイス・コリドー計画検討会議設置要綱は、令和5年2月7日をもって廃止する。